

## 労働基準情報

### 賃金は未払いのままか アルバイト先が倒産

**労基**


アルバイトをしていた会社が倒産しました。先月の給料をまだもらっていないのですが、諦めるしかないのでしょうか。



#### 一般の債権に優先する

使用者は労働者に対し、原則として毎月1回以上、賃金の全額を直接支払わなければなりません（労基法24条）。違反すれば罰則の対象になり、仮に倒産しても違法性は阻却されません。しかしながら、使用者である会社の経営が悪化して倒産に追い込まれるれば、現実的には従業員に賃金を全額支払えないケースがほとんどで、「行為者に適法に行為する期待可能性がない場合には処罰されない」と解されています（労基法コメントール）。

賃金の支払いに関しては、従業員は債権者、会社は債務者の関係に立ちます。会社が倒産すると、債権者は債権を回収することになりますが、残った財産の額によっては全ての債権者が全額を回収することが困難なため、優先順位がつけられています。賃金の債権は、民法308条で先取特権が認められており、抵当権や租税債権には劣後しますが、取引先への未払い代金等の一般的な債権に対しては優先して弁済を受けられます。また、労働者は賃確法による未払賃金立替払制度を利用できれば、労働者健康福祉機構から一定の金額までの未払い分を会社に替わって支払ってもらえます。



### ゴルフ接待の事故も補償？ 中小事業主が特別加入

—社長や役員まとめて処理—

**労災**


当社の社長・役員は、労災保険の特別加入の手続きを採っています（中小事業主等）。先日、役員が顧客とゴルフに行き、途中で車の物損事故を起こしました。そこで疑問なのですが、仮に傷害事故だった場合は、特別加入で処理できるでしょうか。



#### 通常は業務遂行性なし

兼務役員（部長等を兼務）以外の役員は、労働者に該当しません。しかし、中小事業主が労災保険に特別加入している場合、「事業主が行う事業に従事する者」として包括加入の対象となります。特別加入者に対しては、「業務上の傷病について、災害補償の事由が生じたもの」とみなして、労災保険給付が行われます（労災法34条）。

業務上の傷病であるか否かを判断する際、まず「業務遂行性」が問題になります。宴会・行事等に参加中の事故は、業務遂行性の判断が困難なケースが少なくありません。

加えて、被災者が労災保険の特別加入者であるときは、二重の問題が生じます。

特別加入制度で保護の対象となるのは「労働者に準じた業務の範囲であり、（役員が担当する）全ての業務が対象ではない」とされています（平14・3・29基発0329008号）。

このため、「事業主等の立場で行う本来業務、事業主団体等の構成員として出席する会議、得意先等の接待等（資金繰り等を目的とする宴会、ゴルフ接待等）は、労働者が行う業務に準じた業務ということとはできない」と解されています。

